

政策会議付議事案書 (令和5年12月25日)

提案課名 こども家庭支援課

報告者名 露木 功

<p>事案名</p>	<p>産後ケア事業における宿泊型の実施及び利用回数の拡充について</p>	<p>資料 有</p>									
<p>目的・必要性</p>	<p>産後ケア事業は、市町村の努力義務として改正母子保健法の第17条の2に規定されており、産後の母親及びその子どもを対象に、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的に実施しています。</p> <p>本市では、平成31年4月から市直営による日帰り型の産後ケア事業の実施に加え、令和3年7月からは、日帰り型及び訪問型を市内外2か所の助産院への委託により開始し、残る宿泊型の実施に向けて検討を重ねてきたところです。</p> <p>こうした中、令和5年11月13日に診療を開始した「アクアベルクリニック」において、宿泊型の産後ケア事業を実施するとともに、令和6年度からは、利用上限回数を拡充して、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進するものです。</p>										
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>平成31年4月～ 市直営による日帰り型の実施</p> <p>令和 3年7月～ 助産院委託による日帰り型及び訪問型の実施</p> <p>令和 3年9月～ 令和4年4月 産後ケア事業に関するニーズを把握</p> <p>令和 5年4月 医療法人葵鐘会と「女性と子どもが住みやすいまちづくり」連携協定書を締結</p> <p>令和 5年9月～ 医療法人葵鐘会と産後ケア事業に関する打合せを継続的に実施</p> <p>令和5年11月 「アクアベルクリニック」診療開始</p> <p>2 産後ケア事業（宿泊型を除く）の利用状況（単位：延べ人数）</p> <table border="1" data-bbox="359 1440 1007 1615"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日帰り型</td> <td>79</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>訪問型</td> <td>41</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 検討結果</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>宿泊型の産後ケア事業を実施するとともに、令和6年度からは、産後ケア事業の利用上限回数を拡充する。</p> <p>(2) 所要額（見込み）</p> <p>ア 令和5年度分（令和6年1月～3月）</p> <p>産後ケア事業（宿泊型） 1,800千円</p>			令和3年度	令和4年度	日帰り型	79	139	訪問型	41	63
	令和3年度	令和4年度									
日帰り型	79	139									
訪問型	41	63									

	イ 令和6年度分		
	産後ケア事業 区分	所要額 (年額)	備 考
	宿泊型	9,293千円	※2泊3日を想定し、乳児1名あたり 3回分を計上。
	日帰り型 訪問型	7,495千円	※利用回数の拡充を含め、乳児1名あ たり4回分を計上。
	計	16,788千円	※宿泊型・日帰り型・訪問型の合計。 乳児1名あたり通算7回分を計上。
決定等を要する事項	<p>1 産後ケア事業（宿泊型）を令和6年1月から実施し、1日当たりの自己負担額を6,000円（2割負担）とすること。</p> <p>2 産後ケア事業（「宿泊型」、「日帰り型」、「訪問型」）の利用回数について、乳児1名当たり通算3回を、令和6年4月から通算7回に拡充すること（国のガイドラインに準拠）。</p>		
今後の取扱い	<p>令和5年12月 市議会議員へ情報提供</p> <p>令和6年1月 「アクアベルクリニック」と委託契約締結し、産後ケア事業（宿泊型）を実施、市ホームページ等により周知</p> <p>令和6年1月 秦野市産後ケア事業実施要綱 改正</p> <p>令和6年4月 利用回数の拡充について、市ホームページ等により周知</p>		

